

松原市アドバンスト・インターンシップ実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、松原市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が大学生等(以下「学生」という。)に対して、松原市アドバンスト・インターンシップ(以下「本実習」という。)の機会を提供することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本実習は、学生が教育行政に対する理解を深め、よりよい教育行政の在り方について考え議論し、実現可能性の高い政策立案を行うことを通じて、自己の適性や将来設計について見つめ直すとともに、主体的な職業選択や職業意識の醸成を図ること、並びに学生を受け入れる教育委員会においても、業務改善や職員の資質向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第3条 本実習の対象者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき設置された大学院、大学、短期大学(以下「大学等」という。)に在籍する者とし、学部・学科は問わないものとする。

- 2 本実習は、概ね3名から5名程度で構成するチーム単位で行うものとする。
- 3 本実習のチームは、同一の大学等の学生で編成することを原則とするが、複数の大学等の学生で編成することも可能とする。

(実習内容)

第4条 本実習に参加する学生は、小学校・中学校における学習指導の現状、施設・設備の整備状況、教職員の勤務状況など教育に関わる様々な課題や、学生本人がこれまでの学校生活の中で気付いた改善すべき点などに基づき、若者ならではの視点から教育政策を提案していくものとする。また、松原市の教育改善のための具体的な研究テーマをチームで設定するとともに、実習の最終段階において成果発表(教育政策提案のプレゼンテーション)を行うものとする。

(受入手続等)

第5条 本実習の受入れを希望する学生は、様式第1号を大学等に提出するものとする。また、大学等は様式第1号及び第4号を取りまとめて、様式第2号とともに、松原市教育長(以下「教育長」という。)に提出するものとする。

- 2 教育長は、前項に規定する申込書の提出があったときは、受入れの可否を決定し、その旨を大学等を通じて学生に様式第3号により通知するものとする。
- 3 教育長は、前項の決定を行うときは、次の事項に留意するものとする。
 - (1) 本実習の内容について、大学等側の支援があること。
 - (2) 教育委員会が行う業務に支障がないこと。
- 4 大学等は、教育委員会と円滑な受入手続きについて、事前の協議を行うことができるものとする。

(受入時期及び期間)

第6条 本実習の受入期間は、次のとおりとする。

- (1) 受入期間は、原則6ヶ月以内で、学生が希望する期間とする。
- (2) 学生が実習を行う時間は、月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第17178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く。)の午前9時30分から午後5時00分までとする。ただし、教育長が必要があると認める場合は、これを変更することができる。

(報酬等)

第7条 教育委員会は、第5条第2項の規定により本実習の受入れが決定した学生に対して、報酬、賃金、手当及び旅費その他の金品は支給しない。

(実習生の身分)

第8条 教育委員会は、学生に対し、市の職員としての身分を付与しないものとする。

(服務)

第9条 学生は、市職員の指示に従い、本実習時間中は、実習に専念しなければならない。

- 2 学生は、本実習時間中は、市職員が遵守すべき法令、条例等を遵守しなければならない。
- 3 学生は、市の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。
- 4 学生は、本実習において知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、実習終了後においても同様とする。

(誓約書)

第10条 学生は、前条に規定する事項を遵守するため、様式第4号を、教育長に提出しなければならない。

- 2 学生が在籍する大学等は、この誓約の遵守について指導を徹底しなければならない。

(実習期間中における事故責任等)

第11条 大学等及び学生は、実習中の事故に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故等については、自らの責任において対応しなければならない。

- 2 学生が、故意又は過失により市又は第三者に損害を与えたときは、大学等及び学生は、市又は第三者に対して連帯してその損害を賠償しなければならない。

(実習の中止)

第12条 教育長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、実習を中止することができる。また、教育長は、実習を中止した旨を様式第7号により大学等に通知するものとする。

- (1) 学生が第9条の規定に従わないとき。
- (2) 学生が正当な理由なく、実習に参加しないとき。
- (3) 市の業務に支障を来すと認められる事態が生じたとき。

(4) 学生から教育長へ様式第6号の提出があったとき。

(5) その他実習を継続することが困難な事由が生じたとき。

(実習状況の証明)

第13条 教育委員会は、大学等が実習状況について証明を求めたときはこれを行うものとする。

(報告)

第14条 学生は、実習期間終了後2か月以内に様式第5号を教育長に提出しなければならない。

(補足)

第15条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、大学等と協議の上、教育長が別に定める。

附 則

この要項は、令和4年2月7日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年3月31日から施行する。

附 則

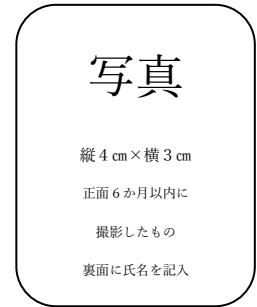
この要項は、令和5年4月27日から施行する。

年 月 日

松原市アドバンスト・インターンシップ申込書

(学生記入欄)

(ふりがな) 氏 名	()
生年月日(西暦)	年 月 日(満 歳)
大学等名	
学部・学科・学年 (研究科・専攻名)	
現住所	〒 —
連絡先	電話番号
	E-mail
自己PR	
教育に関して 感じている 問題や課題	



下記の内容にご了承いただけましたら、確認欄に☑をつけてください。

確認欄

活動中の写真や映像は、松原市教育委員会で活用・公開する場合があります。 また、今後の松原市アドバンスト・インターンシップ等の参考に使用する場合があります。	<input type="checkbox"/>
松原市アドバンスト・インターンシップ開始前には、傷害保険・賠償責任保険に加入してください。 ※所属元の大学等にご確認ください。	<input type="checkbox"/>

様式第2号（第5条関係）

（大学等記入欄）

大学等 所在地				
指導教官	部署			
	氏名			
連絡先	TEL () -	E-mail		
	FAX () -			
<p>松原市アドバンスト・インターンシップ実施要項の遵守事項について同意するとともに、下記学生の参加を申し込みます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">大学等名称</p> <p style="text-align: center;">及び代表者名</p>				
学生氏名 ※一名での 応募も可	①		②	
	③		④	
	⑤		⑥	
現時点で、松原市アドバンスト・インターンシップで取り組みたい内容				

受入可否決定通知書

年 月 日

様

松原市教育長

年 月 日付で申込のあった松原市アドバンスト・インターンシップについては、
下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 受入の可否 受入を（可・否）とします。

2 受入期間

年 月 上旬・中旬・下旬 ～ 年 月 上旬・中旬・下旬

*具体的な実習開始日及び終了日は、受入れ決定後に設定します。

誓約書

年 月 日

松原市教育長 様

大学等名

氏 名

私は、松原市教育委員会において、松原市アドバンスト・インターンシップに参加するにあたり、下記の事項を遵守することを誓約します。

- 1 松原市教育委員会職員の指示に従い、実習期間中は実習に専念します。
- 2 実習期間中は、松原市教育委員会職員が遵守すべき法令、条例等を遵守します。
- 3 松原市の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為は行いません。
- 4 実習上知り得た秘密を漏らすことはいたしません。また、個人情報の取扱いについては、次の事項を遵守します。なお、実習終了後も同様といたします。
 - (1) この実習に関して知り得た個人情報を実習以外に使用し、又は第三者に引き渡すことはいたしません。また、個人情報を使用する場所についても松原市教育委員会職員の指示によることとします。
 - (2) 松原市教育委員会職員の指示または承諾があるときを除き、この実習を行うために松原市教育委員会から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、または複製することはいたしません。
- 5 実習の成果として論文等を外部に発表しようとする場合は、事前に松原市教育長に届け出ることにします。
- 6 実習期間中の事故等に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入します。
 - (1) 実習中及び実習先との往復途上における事故に関しては、自らの責任において対応します。
 - (2) 故意又は過失により、松原市に損害を与えたときは、その損害を賠償します。
 - (3) 第三者に与えた損害についても、責任の一切を負うことにします。
 - (4) 第三者に与えた損害等により、松原市が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、松原市が被った損害の補填をします。

松原市アドバンスト・インターンシップ（AIM）報告書

年 月 日

大学等名		氏 名	
学部・学科・学年 (研究科・専攻名)			

研究テーマ
実習を振り返って
AIMについて、ご意見・ご感想があればご記入ください。

* 複数枚に渡る場合は、適宜用紙を追加してください。

様式第6号（第12条関係）

年 月 日

松原市教育長 様

大学等名

氏 名

松原市アドバンスト・インターンシップ参加辞退届出書

年 月 日付け通知書において、受入決定を受けた松原市アドバンスト・
インターンシップへの参加について、下記の理由により辞退をしたいので届け出ます。

記

辞退の理由

様式第7号（第12条関係）

年 月 日

大学等名

様

松原市教育長

松原市アドバンスト・インターンシップ実習中止通知書

年 月 日付け受入可否決定通知書において、受入決定を行った松原市アドバンスト・インターンシップへの参加について、下記の理由により実習を中止しましたので通知いたします。

記

中止の理由